

大規模共済における資産運用の課題



1. はじめに

共済事業の普及・伸展につれ、いわゆる大規模共済の総資産額も相当の規模に達している。直近2009年度末における数字を列挙すると、JA共済連4兆7,000億円、全労済3・0兆円、全国生協連4,800億円、コープ共済連1,800億円となっている。以下、本稿ではこれら大規模共済を各種共済団体と呼ぶこととする。

これらの数字を、たとえば生損保最大手社である日本生命(48・7兆円)、東京海上日動(9・7兆円)のそれと比べれば、JA共済連を例外として依然遠く及んでいない。しかしながら、保有契約件数では、

全労済、全国生協連とも日本生命を越え、

契約の普及・浸透という面ではこれらは「大規模化」し、「保障市場」において見過ごせない存在になりつつある。それが、「保険・共済統一規制論」の1つの根拠にもなっている。事実、現状では、保険契約、共済契約はその名称にかかわらず、保険法という同じ契約上の規制に服することとなった。これら各種共済団体も協同組合「保険」を

運営する主体であることが確認され、自らが、保険市場のoutsider(部外者)ではなく、独自の存在意義、アイデンティティを主張するcompetitor(競争相手)であると認識が重要である。

民間保険を前提とした保険論では、「保

険会社の資産運用」というセクションにおいて、安全性、収益性、流動性、公共性といった、いわゆる「資産運用原則」が論じられ、経済社会の動向と保険会社の資産運用行動との関連性が検討されている。この原則は、保険料を原資とし、保険金・給付金を支払うための財源としての「保険資金」が、その特徴に合致するよう運用されることを促すものである。

本稿は、保険と共済に上述のようなoutsiderからcompetitorへという新しい関係が生じているこの時期、各種共済団体においての貸借対照表の借方「資産側」にも注目する必要があるとの問題意識から出発している。

生協法施行規則には、「資産運用の原則」として、「組合は、資産を運用するに当たっては、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的に運用しなければならない」と規定されている(第197条)。「安全かつ効率的な運用」は、保険論でいう「安全性の原則」と「収益性の原則」のほぼ合致するものと考えられる。その他、「投機取引等の禁止」(第198条)、「運用方法の集中回避」(第200条)といった規定は、いずれも「安全性の原則」を徹底するため、さらに具体化したものと考えられる。また共済に関する理論および実践の先達である賀川豊彦氏、笠原長寿教授の所説を顧みても、特に生命共済においては長期資金の集積とその有効利用が注目されていたかがうかがわれる。

以下、本稿では、①各種共済団体における具体的な資産運用状況を見ることにより、法規制の影響もあって「共済団体らしい資産運用」が必ずしも実施されていないという事実を確認し、②本来民間生保にも、第4の機能として「金融仲介機能」があり、そこに共済団体として「助け合い、共助」というアイデンティティを実現しようとするなら、「マイクログレジット」の領域に積極的に関与すべき、という主張を展開する。

2. 各種共済団体における資産運用の現状

表1は、2009年度末の各種共済団体と生保全社(かんぽ生命含む)の運用資産構成割合を示したものである。

同表によれば、たとえばコープ共済連、全労済、全国生協連といったいわゆる生協共済団体は、前章で述べた生協法の規制に従い、安全性重視の運用を行っている。ただし、その安全性も、円建ての公社債中心の全労済と9割以上を現預金で保有する全国生協連との相違は存在する。また全生保に比べてもリスク回避的であるといえる。程度の差はあれ、市場リスク、為替リスク、信用リスクを回避するという観点から、それぞれ、株式と不動産、外国証券、貸付金の占率は、相対的に低いか、あるいはゼロとなっている。特に貸付金は、各種共済団体の中でも、農協法に準拠するJA共済連は6%台の占率を有し、運用規制の厳格な生協共済団体とは異なっている。この点は後述する。

表1 各種共済団体と生保全社(かんぽ含む)の運用資産構成割合

	コープ共済連	全労済	全国生協連	JA共済連	全生保
現預金等	46.9	5.1	94.3	1.0	2.3
公社債	34.6	80.6	0.3	82.7	51.9
株式	0.4	0.2	0.0	2.4	5.8
外国証券	0.0	1.7	0.2	4.6	13.5
その他の有価証券	18.1	6.9	5.2	0.7	6.1
貸付金	0.0	0.2	0.0	6.3	14.7
不動産	0.0	0.2	0.0	0.6	2.1
その他の運用資産	0.0	5.2	0.0	1.7	3.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出典)『CO・OP共済事業のご報告2010』p.11、『全国生協連・県民共済グループの現状2009年度』p.34、『2010年版ファクトブック全労済』p.75、『JA共済連の現状2010』p.101、『2010年版生命保険の動向』p.23参照。

注) JA共済連・コープ共済連・全生保の「金銭の信託」の残高は、「その他の有価証券」に含めている。コープ共済連、全国生協連の「その他の有価証券」は譲渡性預金を含む。

以下、各団体の資産運用について概観す

(1) コープ共済連

2008年10月23日に共済事業のみを行う「コープ共済連」の創立総会が開催された。2009年3月1日に、元受共済事業をおこなう会員生協から共済事業の譲受と、共済契約の包括移転を実現した。また、日本生協連の臨時総会（2008年12月19日開催）の議決を経て、2009年3月21日に日本生協連から共済事業の譲受と共済契約の包括移転を実施した。

1) 直近の運用

2009年度末（2010年3月20日現在）運用資産は1,400億円と各種共済団体の中で最も小さく、内訳は預貯金等46・9%、公社債34・6%、譲渡性預金を含むその他の有価証券18・1%、株式0・4%である。

2) 資産運用方針

コープ共済連のディスクロージャー誌によれば、同会の資産運用方針は以下のとおりである。

《資産運用方針》

○コープ共済連では、C・O・P共済ご契約

者の皆様からお預かりした資金を、「消費生活協同組合法施行規則」に基づき、安全かつ効率的に運用を行なっています。

○市場価格の変動リスクや信用リスク等の資産運用にかかわる各種リスクについては、資産運用リスク管理規程において、それぞれのリスクの管理方法を定め、またALM（資産と負債の総合管理）の観点から負債特性を踏まえ、適切な管理を行なっています。

○資産運用にあたっては、資金の特性に応じ、預貯金や公社債といった安全資産を軸とした最適な運用・管理を実施しています。

（出典）『C・O・P共済事業のご報告2010』p.11。

上記「資産運用方針」によれば、基本的には預貯金や公社債といった安全資産を中心に運用するが、市場リスク、信用リスクについてはALMの観点から負債特性を踏まえた管理をおこなっているとのことである。同会は、終身共済を2011年9月に新規導入予定¹⁾であり、今後は長期の負債を抱えることになるため、可能な限りのデレギュレーション・マッチングを図る必要がある。

る。

また、ディスクロージャー誌の中で、リスク管理の取り組みが紹介され、商品開発・共済引受リスク管理、事務リスク、システムリスク管理に加えて、資産運用リスク管理についても述べられている（同p.26）。ここでは、資産運用リスクを「金利・株価・為替相場等の変動、取引金融機関や債券発行体の財務状況の悪化等により保有資産の価値が減少し損失を被るリスク」と定義し、「資産運用の執行状況やリスクの状況等について役員会等で定期的に確認するとともに、資金の性格や負債の特性に応じて、安全性、収益性、流動性（傍線筆者）に留意した健全な資産運用」を行っているとされている。下線の3つの原則に「公共性」が加わらないのは、約1,400億円という資金量の少なさ故かとも思われる。

(2) 全労済

1) 直近の運用

生協運用資産の8割以上は国債などの公社債である。多くの生損保とは違い、一般企業向けの貸付は行っていない。貸付金が0・2%あるが、これは契約者貸付等で、

一般企業向けの貸付は生協法において認められていない。

総資産は前年度に比べ約1,200億円増加し、約3兆円に達した。運用に当たっては長期的な安定性・収益性重視に立ち、長期・超長期国債を中心に公社債の割合が81.0%と大半を占める。依然、低金利が続くなど運用環境は厳しいものの、世界的な金融危機に見舞われた2008年度からは大きく改善、資産運用純益は452億円(資産運用収益468億円、資産運用費用16億円)と前年度の235億円からほぼ倍増し、運用利回りも0.89%から1.66%へ上昇した。

2) 資産運用方針

全労済のディスクロージャー誌によれば、同会の資産運用方針は以下のとおりである。

《資産運用方針》

全労済では、組合員(契約者)の皆さまからお預りしている共済掛金を将来の共済金などの支払いに備えて運用しています。

「せいめい共済」、「総合医療共済」、「ねんき

ん共済」などの長期共済の資産運用にあたっては、運用資産の元本と予定利率を確保することが基本要件となります。

全労済では、総合的なリスク管理のもと公社債を中心に利息収入を安定的に確保したうえで、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指しています。

(出典)『フアクトブック2010年版』p.17。

長期共済であるがゆえに予定利率がロック・インされているものについては、それをクリアすることが前提とされている。また、安全性の高い公社債運用を中心にした運用と、収益性を狙いつつ許容できる範囲内でリスクを取る外国証券や株式などによる運用が行われている。

(3) 全国生活協同組合連合会

1) 直近の運用

県民共済を扱う全国生協連は、資産運用はリスクの高い投資などを避け、総資産額の94.6%を預金や国債など安全資産で保全を図っている。その是非はともかく、

市況悪化の影響を受けることはない。

表2 全国生協連の預貯金、有価証券の内訳、平均残高、運用利回り
(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構成比	平均残高	利回り
預貯金	425,219	94.3	285,417	0.23
有価証券 譲渡性預金	23,517	5.2	33,877	0.17
国債	1,539	0.3	1,498	1.50
地方債	—	—	—	—
外国証券	1,064	0.2	1,319	3.89
その他	6	0.0	6	1.03
合 計	451,346	100.0	322,119	0.24

(出典)『全国生協連・県民共済グループの現状2009年度』p.34。

有価証券残存期間別残高は、譲渡性預金が1年以下、国債が1年超3年以下、外国証券10年超となっている。表2からも分かる通り、比較的構成比の高い譲渡性預金は短期、利回りは高くとも長期の外国証券

は構成比を低く抑えている。短期共済を扱う団体としてデュレーションを適合させる配慮が払われている。

2) 資産運用方針

運営方針の中で、「一律掛金・一律保障」を特長とした分かり易さを堅持し、貯蓄性商品は扱わず、共済の本質である「保障」に徹した事業姿勢を貫くとともに、共済の理想を「掛金負担の軽減」に求め、創業（生命共済事業の開始は1982年10月）以来、一度も掛金の引き上げを行わずに保障内容の改善を行ってきたことが謳われている。その中で、以下のように資産運用方針が書かれている。

資産運用においても、その資金は加入者からお預かりしている共済掛金であることを第一義とし、堅実性を基本として健全な運用を行っています。

（出典）『全国生協連・県民共済グループの現状2009年度』p.7。

また、過剰な宣伝を戒め、共済制度の情報伝達については、新聞広告、折込、普及員によるパンフレットの家庭への配布とい

った方法を用いている。さらに、徹底した効率経営により事業費の削減に努め、生じた剰余金は割戻金として加入者に還元する。IBNR備金や異常危険準備金の計上もあり、2009年度の割戻率は前年度1.4ポイント減の26.7%、同様に還元率も1.4ポイント減の82.5%となり、最近の5年間で8割超の還元率を達成している（表3参照）。

表3 全国生協連の給付率・還元率等

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
給付率	47.0	48.5	51.8	55.8	55.8
割戻率	33.6	32.5	30.3	28.1	26.7
計 還元率	80.6	81.0	82.1	83.9	82.5
事業費率	15.2	14.6	13.9	13.6	13.3
還元率+事業費率	95.8	95.6	96.0	97.5	95.8

（出典）『全国生協連・県民共済グループの現状 2009年度』p.11。

(4) JA共済連

1) 直近の運用

2009年度末の運用資産42兆7,172億円を、主に次の4つの運用対象に振り分けている（カッコ内は運用資産における占率）²⁾。

○公社債（82.7%）：安全運用を念頭に、国債、地方債および政府保証債への投資を行い、また収益性向上に向けて社債も取得した。

○貸付金（6.3%）：信用リスクを勘案した適正な収益確保を基本として、8割程度は国内法人向けの国内法人（主に大企業）向けの一般貸付である。これは生協法の規制を受ける生協共済団体には認められていない。業種別には、「金融・保険業」が5割弱、「卸売業」および「電気・ガス業」がともに1割強と高いシェアを占めている³⁾。

○外国証券（4.6%）：内訳は外債2.4%、外国株式等2.2%で、為替等の投資環境の変動によるリスクを抑制しつつ、より効率的な運用を目指して投資対象とされた。

○株式（2.4%）：個別銘柄の調査・分

析にもとづき、中長期的に成長が期待される銘柄が取得された。広範囲の業種にわたっているが、製造業の中の「電気機器」と、「化学」がシェア1割を超えている⁴⁾。

2) 資産運用方針

J A 共済連の資産運用方針は以下のとおりである。

J A 共済連の資金運用については、資金の大半が長期の固定金利資金であり、また毎年度責任準備金を積み増す必要があることから、責任準備金対応債券を中心に安定的な収益を確保すべく、中長期的な視点から取り組んでいます。

具体的には、長期安定収益基盤の維持・強化をはかるため円貨建債券や優良企業等への貸付を主体とした運用を行うなかで、収益性向上に向けた株式・外貨建債券等への取り組み、資産の健全化・収益性向上に向けたポートフォリオの改善をはかっています。

(出典) 『J A 共済連の現状2010』P.15

安全性重視はもちろん、「ひと・いえ・くま」の生活総合保障を展開し、生命総合

共済、建物更生共済といった長期共済を主力商品とするため、予定利率という資金コストを強く意識した収益確保のための運用が不可欠とされている。

3. 共済資金の新たな運用—マイク ロレジットの可能性—

前章において、共済団体の資産運用について検討した。以下では、共済団体としてより直接的にそのアイデンティティを発揮すると考えられる資産運用を提案したい。

(1) 生命保険会社の4つの機能

一般に生命保険業には、4つの基本的機能があるといわれている⁵⁾。

第1が、「保障機能」である。家計において主たる賃金の稼ぎ手が現職のまま死亡すれば、遺された家族はたちどころにその後の生活維持に窮することになる。当該家族が、いわゆる専業主婦と、就学以前、あるいは就学中の子からなる場合はなおさらであろう。そうした場合、生命保険による死亡保険金が少なくとも当座の生活の糧としての役割を果たしてくれる。

第2が、「貯蓄機能」である。生命保険の

中には、上述のように、被保険者の死亡によらなくとも、被保険者の生存と一定期日の到来を条件として満期保険金や年金を支払うものがある。これらは将来必要となる資金を準備する機能、すなわち貯蓄手段の提供機能である。

第3が、「資産運用機能」である。近代的生命保険制度の下では、毎回同額の保険料を徴収する平準保険料方式による事業運営が行われており、その際将来必要とされる責任準備金が一定の予定利率で割り引かれているため、最低限、この予定利率をカバーする運用収益を挙げなければ、保険金支払の財源に不足が生ずる。そこから保険会社には「資産運用機能」が求められる。またこの機能が充実して、予定利率を上回る運用を行い、その上回った部分を利差配当として顧客に還元するという配当制度を通じて実質的な保険料負担の軽減に資することになる。

第4が、「金融仲介機能」である。一般に、資金の最終的な供給者と最終的な需要者の間に立ち、前者から後者へ資金の仲介をする機能は、金融仲介機能と呼ばれる。日本の金融機関は、資金余剰部門の貯蓄を吸収

し、資金不足部門の投資に供給するという金融仲介機能を資金の性格等に応じて分業してきた。また生命保険会社も、保険料という形で資金を吸収し、それを長期の貸付金を中心に産業資金として供給し、銀行と同じような金融仲介機能を果たしてきた。

翻つて共済団体、特に生協共済の資産運用内容をみると、いわゆる契約者貸付を除いて、企業あるいは個人向けの「一般貸付」が認められていないのは、保険学を学んできた者にとつて違和感を覚える点である。生命保険会社における金融仲介は、保障機能と貯蓄機能を備えた保険商品の販売によつて資金を受け入れ、それを資産運用の一環として資金需要者に供給するという、保険商品の販売と資産運用という保険業務全体の枠組みの中で発揮される機能である。

その点、本稿で論じた共済団体も共済掛金の「預かり機関」として、この金融仲介機能を果たすことが求められる。さらに「相互扶助」、「共助」といった共済のアイデンティティを打ち出すとすれば、マイクロクレジットの分野に参入すべきではないかと考える。ここでマイクロクレジットとは、

「担保となるような資産を持たず金融サービスから排除された貧困に苦しむ人々のために提供する少額の無担保融資」と定義される。このマイクロクレジットに貯蓄・保険・送金などの他の金融サービスを加えたさらに大きな概念として「マイクロファイナンス」がある⁶⁾。マイクロクレジットの分野に共済団体が何らかの形で関与することが共済団体らしい資産運用実現に寄与するものと考えられる。

共済団体に対し、資産運用の一環としてこのマイクロクレジット参入を要請することも考えられるが、ここでは、生協の組織形態をとりつつ、小口資金貸付をしながら困窮した組合員の生活再建を行うために活動する消費者信用生活協同組合に注目し、同組合への「団体間貸付」実施に向けて共済団体が踏み出すべきであるとの提案を行いたい。

(2) 提案—消費者信用生活協同組合への資金提供

1) 生協法の改正⁷⁾

一部の生協では、生協法第10条第1項第4号の「共済を図る事業」の1つとして組

合員に対する貸付事業が行われていたが、貸付事業に着目した規制は設けられていなかった。

第165回2006年臨時国会において、①いわゆるグレーゾーン金利の廃止による金利体系の適正化、②総量規制の導入等による過剰貸付の抑制、③参入抑制の強化、行為規制の強化等による貸金業の適正化を内容とする貸金業の規制に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、貸金業等に対する規制が強化された。また同改正により、同法の適用を受けずに貸付事業に関する規制が設けられていない生協に貸金業者が流入するおそれがあると指摘されていた。

従来の生協法においては貸付事業に関する規制が設けられていなかったことから、生協法においても貸付事業に関する業務規制等を行うため、貸付事業を法律上位置づけ、貸金業者の流入防止および事業の適正な実施を図るための必要な規定の整備を行うこととされた(2007年12月19日、改正生協法の一部施行)。なお、貸付事業を法律上位置づけるに当たっては、①当該事業は、各組合員から拠出した出資金等を元

に生活資金の貸付を行い相互扶助を図るものであることがその本旨であること、②従来から「共済を図る事業」の1つとして運用してきたことを踏まえ、共済を図る一事業として位置づけることとされた。

生協法第13条は次のように規定する。

「共済を図る事業のうち、組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業」（以下「貸付事業という。」）を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。」

ここでわれわれは、貸付事業が「共済を図る事業」の一環として位置づけられているという事実を確認しなければならない。広義の共済事業の中に、共済掛け金を受け取り、共済金を支払うという狭義の共済事業と貸付事業が含まれるということである。

貸金業者と生協の相違は、①貸付にあたり利用者のアセスメントと生活再建プランの策定を行うこと、②多重債務者等への貸

付をおこなうこと、とされた（生協法施行規則第51条第1項30号、同第9項7号）。

なお、ここで多重債務者等とは、「貸金業者その他金融機関等から金銭の借り入れ等による債務を負っている者であつて、支払不能に陥る恐れのある者又は現に支払不能に陥っている者」、あるいは、「貸金業者その他の金融機関等から金銭の借り入れが難しい者」である（同第12項）。

2) 消費者信用生活協同組合の取り組み

「岩手県消費者信用生活協同組合」は、1969年、「中小企業・商店等の勤労者や一般消費者にとつては銀行・金庫などの市中金融機関は縁遠い存在であり、いきおい小口高利金融業者に依存せざるを得ない状況」を変え、生協制度による生活資金の貸付事業を通してくらしの向上をめざすことを目的に設立された。2010年5月施行規則の一部改正により貸付事業における区域規制緩和を受けて同年6月に青森県八戸市に新たに相談センターを設けるために定款変更を行い、「消費者信用生活協同組合」と名称を変更した。名称に「信用」がつくのはこの生協のみである⁸⁾。同組合の貸付

は、個人に対するものではなく、家計・世帯への貸付という立場をとり、必ず家計簿の提出をさせ、家計収支の分析を行い、同居家族を交えて現在と今後の生活について話し合う場がもたれる。

同組合の貸付制度は2種類存在する。

第1が1989年に開始された「消費者救済資金貸付制度」である。自治体が金融機関に預託し、その預託額の4倍の資金枠を金融機関が信用生協に与える。組合員の出資金を上回る資金需要があり、自治体による預託制度という信用補充の仕組みが生まれた。貸出金利は9・22%、限度額は500万円である。

相談の基本的な流れは、借金の原因を明らかにしその原因を解消する手立てを考えらる。2009年度の実績として、債務整理の場合、貸付制度を利用したのは11・9%で、分割払いの任意整理が23・4%と最も多く、その他自己破産、訴訟、再生手続きとなっている。相談業務を通じて分かることが、多重債務の原因が、「遊興費等の無駄遣い」から「景気の悪化にともなう収入の減少や失業」といった必ずしも本人の自己責任を問えないものが増えているという。

第2が2010年に開始された「生活再建資金貸付制度」である。家計の改善や生活向上に役立つ生活資金(事業資金は除く)を貸し付ける制度である。金融機関から断られ、他からの借り入れの途がない場合に、車検費用、家賃、税金滞納分等の資金需要に応える。貸出金利は8・98%、限度額は100万円である⁹⁾。

同組合の『第41期通常総代会議案書 2009年度事業報告と2010年度事業計画』に掲載されている2009年度末(2010年5月31日現在)貸借対照表によれば、組合員への貸付金約53億3,400万円を賄うために、銀行からの短期借入金が約44億7,900万円と、組合員からの出資金約9億1,000万円が使われている(pp.7-8)。銀行借り入れの金利は2%ということである。

3) 共済団体関与の可能性

上述のとおり、同組合は各種銀行¹⁰⁾から資金の借り入れを行っている。これら資金提供者に共済団体が加わり、資産運用の1環として消費者信用生活協同組合に貸付を行う途を開くことが、共済団体に多重債務

を抱える者、生活再建のための資金を必要とする者に「金融仲介」機能を果たすことに繋がると思われる。

ただし、これを表現するには2つの問題をクリアする必要がある。

第1が法規制の問題である。

生協法施行規則第201条は、「長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法」

を列挙しているが、その第1項11号には、以下の規定がある。すなわち、「組合が組合に対して行う貸付けであつて、当該貸付金の使途が借り入れられる組合の事業目的の範囲内であるもの(ただし、不動産等を担保とする貸付け、当該貸付けに係る債務が債務保証法人等によつて保証されることとなつてゐる貸付け又は当該貸付けに係る損失が債務保証法人等によつて補償されることとなつてゐる貸付けに限る。)」である¹¹⁾。貸付に関して「債務保証」を求めている但し書きの存在により、特に生協共済団体による信用生協への貸し出しは難しくなつてしまふ。

この法規制は、共済団体の資産運用における安全性確保のための措置であると考えられるが、特に生協共済のアイデンティテ

イ發揮のために「債務保証なしの貸付の承認」という例外的な取り扱ひも容認されるべきであろう。貸付業務に係る貸倒率(貸付残高に対する貸倒れ金額の割合)が、大手貸金業者で7〜15%であるのに対し、信用生協の場合、2006年から2009年で0・16%、0・25%、0・31%、0・78%と1%未満で推移している¹²⁾ことも、そうした取り扱ひに踏み出すための根拠とならう。

またクリアすべき第2の問題は、貸付金利について双方が合意することである。現在信用生協は銀行に年2%の金利を支払つている。共済団体の貸付資産運用の成果指標としての「主要資産の運用利回り」は、直近2009年度末の数字でJA共済連1・83%、全労済1・66%、コープ共済連0・67%、全国生協連0・24%である¹³⁾。確実に2%のリターンがあれば、いずれの団体においても信用生協への貸付は、「資産運用」の1つの手段となりうる。

「主要資産の運用回り」以外に、4つの共済団体のうちJA共済連と全労済の2つが、契約年度別の責任準備金残高を開示している。表4は、全労済のケースである。

表4 全労済の「資金コスト」

(契約年度別責任準備金残高(百万円、カッコ内は占率%) および予定利率)

契約年度	責任準備金残高	予定利率 (%)
～1985年	35,097 (2.8)	2.25～6.00
1986年度～1990年	207,088 (16.4)	2.25～6.00
1991年度～1995年	535,974 (42.4)	2.25～6.00
1996年度～2000年	159,676 (12.6)	2.25～3.75
2001年度～2005年	202,933 (16.1)	1.00～2.25
2006年度	38,497 (3.0)	1.00～1.50
2007年度	35,906 (2.8)	1.00～1.50
2008年度	28,147 (2.2)	1.00～1.50
2009年度	20,235 (1.6)	1.00～1.50

(出典)『ファクトブック2010年版 全労済』p.70に一部加筆。

この表から全労済の平均予定利率＝資金コストを推定する。予定利率に幅があるので、たとえば1・00～1・50%の場合、平均をとって1・25%とし、加重平均を計算すると、結果は3・30%であった。同様のことをJA共済連について行くと、結果は3・22%となる¹⁴⁾。仮に時間の経過について予定利率の低い契約が増えれば、平均予定利率も低下していくが、信用生協への貸

出金利2%との差、すなわち、全労済の場合▲1・30%、JA共済連の場合▲1・22%が逆ザヤを生み、財務的な負担となる。これを共済団体としてのアイデンティティ発揮のための「コスト」として経営上内部化しうるかが問題である。

4. むすびにかえて

本稿では、共済団体が現在以上にアイデンティティを発揮すると考えられる資産運用としてマイクロクレジットを取り上げ、具体的な方策として消費生活協同組合への貸付を提案した。法規制上、財務上の課題についても述べたが、今後これらを克服し、実現へ向けて努力が払われることを願うものである。

信用への申し込みにいたる事情として次のようなケースがあるという¹⁵⁾。

○夫婦で自己破産後免責決定、自家用車の故障に伴い買い替えを検討したがクレジット会社のローンが通らず、通勤上支障をきたす状況で困って相談する。

○3年前に債務整理をした。娘の大学進学資金を国民生活金融公庫に申し込むが否決される。銀行も2行に審査してもら

が否決され、生協に相談。審査で何度も断られるのが恥ずかしいと嘆く。

新しく生活を踏み出そうとしながらも、一時的な経済的困難によってそれを阻害されている人々に資金を貸し付け、かつ、資金提供だけでなく、くらしの現状の把握(家計診断等)と生活再建にあたっての課題を整理し、家族・親族の支援体制の確立を含めた再建プランの策定も行う。こうした「生協版マイクロクレジット」としての信用生協の運営に、まずは資金提供者として共済団体が果たすべき役割は大きい。

もちろん扱う共済商品が異なれば、流入する資金の大きさ、資金の滞留期間も異なってくる。ただ、各団体にはそうした保有資金の性格から起因する運用行動の制約を配慮しつつも、共済団体としてのアイデンティティ追求を要請したい。

たとえば、「みんなですすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という「全労済の理念」においては、個々の組合員の生活向上に止まらず、社会全体に貢献しつつ経済的豊かさや精神的な豊かさの実現が謳われ、また「CO・OP共済のめざすもの」には、加入者の理解を得ながら剰余金の一

部を財源として社会貢献活動を日常業務にブレイクダウンする中で、本稿で提案した新しい資産運用の実施も検討されるべきであらう。

本稿執筆に際し、消費者信用生活協同組合専務理事・上田 正氏との面談の機会を得て、種々貴重な情報を頂戴した。特に記して感謝の意を表したい。

【参考文献】

- ・江澤雅彦「2009」『保険と共済の「境界」について』『保険学雑誌』第605号、pp. 13-32。
- ・保険研究所「1980」『日本保険業史 会社編上巻』。
- ・賀川豊彦「1940」『日本協同組合保険論』『協同組合の名著 第九巻』pp. 301-458。
- ・菅 正広「2008」『マイクロファイナンスの進め—貧困・格差を変えるビジネスモデル』東洋経済新報社。
- ・菅 正広「2009」『マイクロファイナンス—貧困と闘う「驚異の金融」—』中公新書。
- ・笠原長寿遺稿集刊行会「1982」『協同組合保険論集—笠原長寿遺稿集刊行会編—』共済保険研究会。
- ・黒川泰一「1940」『解題『医療保険論』と

『日本協同組合保険論』『協同組合の名著 第九巻』pp. 459-479。
 ・大谷孝一編著「2009」『保険論 第2版』成文堂。

・岡田 太「2010」『日本協同組合保険論』『現代生協論の探究—新たなステップをめざして』pp. 289-318。

・消費生活協同組合法令ハンドブック編集委員会「2008」『消費生活協同組合法令ハンドブック』中央法規出版。

・生命保険協会「2009」『生命保険講座 資産の運用2009』

・上田 正「2008」『生協の貸付事業と岩手信用生協の取り組み』『生活協同組合研究』第1巻第7号5月号、pp. 19-24。

・上田 正「2011」『生協制度による相談・貸付事業』『生活協同組合研究』通巻420号、pp. 40-46。

・高木郁朗編「2010」『共助と連帯—労働者自主福祉の課題と展望—』第一書林。

・鷺尾悦也「2009」『共助システムの構築—新たな公共性の創造—』明石書店。

・山中 宏「1986」『生命保険金融発展史 増補版』有斐閣。

[注]

- 1) 『CO・OP共済事業のご報告2010』pp. 1参照。
- 2) 『JA共済連の現状2010』pp. 15-16参照。

3) 『JA共済連の現状2010』p. 107参照。

4) 『JA共済連の現状2010』p. 105参照。

5) (生命保険協会「2009」pp. 8-11)菅「2009」pp. 34-36。

6) 消費生活協同組合法令ハンドブック編集委員会「2008」pp. 2-3

7) 上田「2011」p. 40、なお各貸付制度の金利と限度額は、上田 正氏から提供された資料『生協制度による相談・貸付事業』p. 9参照。

8) 前注の資料によれば、北日本銀行、東北銀行、岩手銀行、東北労働金庫、盛岡信用金庫、北上信用金庫、宮古信用金庫、岩手県信連一関信用金庫等が挙げられている(p. 11)。

9) なお長期共済事業組合以外の組合(いわゆる短期共済事業)については、施行規則第202条第1項12号に同じ規定が存在する。

10) 注10の資料p. 47参照。

11) 『JA共済連の現状2010』p. 101、76、『CO・OP共済事業のご報告2010』p. 59、『全国生協連・県民共済グループの現状』p. 34参照。

12) 『JA共済連の現状2010』p. 119掲載の表から算定。

13) 上田「2008」p. 23参照。